

令和 6 年度

高知県内部統制評価報告書  
及 び 審 査 意 見 書

高 知 県

# 高知県内部統制評価報告書

## 令和6年度 高知県内部統制評価報告書

高知県知事濱田省司は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

高知県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、高知県内部統制基本方針（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該基本方針に基づき、（1）財務に関する事務、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

（注）内部統制は、各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

高知県においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、基本方針に基づき、（1）財務に関する事務、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

### 3 評価結果

2の評価手続により評価作業を実施した結果、（1）財務に関する事務については、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、高知県の内部統制は有効に運用されていないと判断しました。

他方、（2）個人情報保護に関する事務及び（3）コンプライアンスに関する事務については、重大な不備が発生していないことから、高知県の内部統制は有効に運用されていると判断いたしました。

ただし、一部の所属において、個人情報の不適切な取扱いなどの運用上の不備が発生しており、適正な事務の執行に取り組む必要があります。

（注）総務省ガイドラインにおいて、評価報告書の作成にあたり、運用上の重大な不備が存在する場合は、内部統制は有効に運用されていないと判断することとされています。

### 4 不備の是正に関する事項

上記の重大な不備については、管財課において、建物共済事業のうち、年度途中に加入した物件の共済基金分担金を私費で支払うとともに当該分担金の請求書を紛失したほか、支払において生じた過払いに対する返納金について、所定の決裁を受けずに納入通知書などを作成し、相手方に発出したものであり、こうした不適切な行為は、高知県行政に対する信用の低下を招いたものと考えています。

これについては、再発防止策として、物件の支払に関するルールの徹底と整理簿による複数人での確認などの措置を講じています。

令和7年度においては、上記の重大な不備も含め、こうした不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や、法令等に則った適切な事務処理を行うよう注意喚起を図り、適正な事務の執行に努めていきます。

### 5 付記事項

評価対象期間外の過年度において運用上の重大な不備を把握しました。

これは、県立高等学校の1校において、令和元年度から令和4年度にかけて行った県外への部活動の生徒引率に係る自己手配の旅行において、虚偽の報告を行い、旅費を不正に受給したものであり、高知県行政に対する信用の低下を招いたものと考えています。

再発防止策として、旅費制度の再周知や領収書の提出の徹底と確認などの措置を講じています。

# 審 查 意 見 書

令和 7 年 8 月 29 日

高知県知事 濱 田 省 司 様

|         |         |
|---------|---------|
| 高知県監査委員 | 土 森 正 一 |
| 同       | 上 治 堂 司 |
| 同       | 奥 村 陽 子 |
| 同       | 五百藏 誠 一 |

#### 令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査について

高知県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 7 年 8 月 20 日付けで審査に付された令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

#### 1 審査の対象

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書

#### 2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査は、高知県知事が作成した内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

#### 3 審査の実施内容

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、高知県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省）の V 監査委員による内部統制評価報告書の審査に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

#### 4 審査の結果

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### 5 備考

財務に関する事務について、評価対象期間内に、管財課において、建物共済事業のうち年度途中に加入した物件の共済基金分担金を私費で支払うとともに当該分担金の請求書を紛失したほか、支払において生じた過払いに対する返納金について、所定の決裁を受けずに納入通知書などを作成し相手方に発出したという、運用上の重大な不備が報告されていた。

また、評価対象期間外の過年度に、県立高等学校の 1 校において、令和元年度から令和 4 年度にかけて行った県外への部活動の生徒引率に係る自己手配の旅行において虚偽の報告を行い、旅費を不正に受給したという、運用上の重大な不備が報告されていた。